

## 大塩平八郎の建議書作成目的について

井戸 田 史 子

はじめに

天保八年（一八三七）二月十九日、大坂町奉行所の元与力大塩平八郎は、天保飢饉に際し、大坂およびその近郊の民衆を救済するために救民の旗を掲げ、同時に「末々小前の者に至る迄」という檄文を配布して蜂起した。しかしそれは、大坂町奉行の指揮する幕府方によって鎮圧され、同年三月二十七日、大塩は大坂鞆油掛町で自害をした<sup>(1)</sup>。この事件の研究は戦前から行われているが<sup>(2)</sup>、近年盛んになっている<sup>(3)</sup>。なかでも新たに発見された大塩の建議書は数少ない大塩自身の文書として注目されている<sup>(4)</sup>。

大塩の建議書とは、大塩が蜂起する前夜の天保八年（一八三七）二月十八日に、徳川幕府の老中に宛てて送った書状類のことであり、それは老中をはじめ江戸幕府の重職に対する告発状を含んでいた。この書状類は一旦江戸の飛脚問屋に届けられたが、このことを察知した大坂町奉行所の関係者は、自分達の不正が暴露されることを恐れ、密かにそれを大坂町奉行所へ返送することを命じた。こうしてこの書状類は江戸から大坂へ送り返されることになるのだが、途中伊豆国塚原新田地内一里塚附近（現静岡県三島市）で盗難に遭い、その結果、書状類は伊豆国葦山代官江川太郎左衛門英龍のもとに回収されることになった。大塩の建議書を回収した代官江川英龍は、建議書の内容の重大さ

に気付き、それを江戸に差し出す前に密かに書き写させた。そのため、建議書の写しのみが江川家文書<sup>⑥</sup>の中に残されることになった。

最近、この大塩の建議書の写しの一部分が江川家文書の中から発見された<sup>⑦</sup>。ただしそれは建議書の後半部分のみであり、肝心の老中宛ての告発状に相当するものは見あたらず、そのため大塩が何を老中に訴えたかったのかは不明であった。

その後、江川家文書から大塩の建議書の前半部分にあたる「大塩後素建議書」が発見されたため、前述の後半部分と合わせて『大塩平八郎建議書』として出版された<sup>⑧</sup>。

そこで次にこの『大塩平八郎建議書』の発刊までの大塩事件研究の推移を、とくに大塩の蜂起の目的に絞って整理しておこう。大塩の建議書が発見される以前にはおよそ次の二説が示されていた。その第一は、大塩は大坂町奉行所内の不正役人の交迭と大坂市中の富商の腐敗を肅正することを目的とし、封建的秩序の回復を念願していたという見解である<sup>⑨</sup>。第二は、大塩が尊王思想に基づいて反幕を目的とし、その運動に挺身した先駆者であったという見解である<sup>⑩</sup>。つまり第一の見解は大塩が幕藩体制の維持を前提としており、第二のそれは大塩の蜂起を倒幕運動と連動するものと理解する点で相反する結論になっている。

ところが大塩の建議書の検討が進むと、次のような第三の見解が示されるようになった。それは、当時の幕府老中水野忠邦の一派が、大坂の政治腐敗を材料にして当時実権を握っていた筆頭老中の水野忠成一派の一扫を企てたのに乗じ、大塩は大坂の政治腐敗を暴露することを条件に、水野忠邦によって旗本に取り立ててもらふことを約束し、そのために建議書を作成して蜂起したのではないかという見解である<sup>⑪</sup>。つまり大塩は中央政界の勢力争いに乗じて立身出世を図ったという説である。

以上のように大塩の蜂起の目的については三説が示されている。しかしながら第一・第二の説の根拠となっている

史料が、大塩の著書である「洗心洞箚記」<sup>11)</sup>や檄文<sup>12)</sup>、あるいは当時の著名人や一般民衆の大塩評であり、直接蜂起に関連した内容を記した文書を使用した研究ではない。一方第三の説は、大塩の建議書をもとに蜂起の目的を大塩自身の夢の実現のためとしているが、蜂起することが幕府に登用されることに繋がるとは考えにくく、建議書自体の作成目的も曖昧である。

以上のことから小稿では、蜂起直前に大塩自身が作成した建議書を再度検討することによってまず建議書の作成目的を究明し、それによって蜂起の目的を考えたい。建議書の提出と蜂起とは手段こそ違っているものの、大塩が同時期に幕政に何等かの変革を求めた点では同じ意味を持っており、従って建議書の作成目的を究明することは、同時に蜂起の目的を知ることに関すると考えるからである。

## 一 大坂町奉行に対する告発

次に示す表1は、大塩の老中宛建議書の内容を被告発者別に分類したものである。これによると大塩が建議書の中から各人を告発した理由は、大坂町奉行所の不正の告発と、幕府老中や大名による不正無尽の告発とに分けられる。この節ではまず前者について考察し、二節と三節で後者を考察することにする。

表2は大塩が告発した大坂町奉行の矢部定謙・内藤矩佳・久世廣正の略歴を示したものである。大塩はこの三人が大坂町奉行を勤めていた頃の失政を告発しているが、表2をみると、彼等は大塩事件が発生した当時（天保八年）はすでに大坂町奉行の職を退任していることがわかる。

まずはじめに表1の矢部駿河守定謙に対する大塩の告発内容を考察してみよう。従来、矢部定謙は大塩と個人的に深い信頼関係にあったとみなされている<sup>13)</sup>。しかし表1をみると、大塩は老中宛建議書の前書と九ヶ条のうち、六ヶ

表1 老中宛建議書の主な内容

	被告発者の名前	告発の内容
前書	大久保加賀守忠真	不正の無尽
	松平和泉守乗寛	不正の無尽
	松平伯耆守宗発	不正の無尽
	水野越前守忠邦	不正の無尽
1条	大久保出雲守教孝	不正の無尽
2条	内藤隼人正矩佳	大坂町奉行時代の不正
3条	久世伊勢守廣正	大坂町奉行時代の不正
4条	矢部駿河守定謙	大坂町奉行時代の不正
5条	矢部駿河守定謙	大坂町奉行時代の不正
6条	矢部駿河守定謙	大坂町奉行時代の不正
7条	矢部駿河守定謙	個人的批判
8条	矢部駿河守定謙	大坂町奉行時代の不正
9条	矢部駿河守定謙	個人的批判

注。「老中宛建議書」より作成。

表2 主な被告発者の略歴

氏名	略歴
矢部駿河守定謙	天保2・10・28 堺奉行
	天保4・7・8 大坂西町奉行
	天保7・9・20 勘定奉行
	天保9・2・2 西丸御留守居
内藤隼人正矩佳	文化11・12・22 御目付
	文政3・4・1 大坂西町奉行
	文政12・3・28 勘定奉行
	天保9・2・12 御勝手方
久世伊勢守廣正	? 堺奉行
	天保2・10 大坂西町奉行
	天保4・6・26 長崎奉行
	天保10・4・7 田安殿家老

注1. 『柳営補任』より作成。

注2. 略歴は役職の就任年月日である。

条にわたって矢部定謙を告発していることがわかる。六ヶ条の内容は、①矢部定謙が自身の持高を増やす工作を行ったこと、②自身の配下での悪事を隠蔽したこと、③捨訴を行った者の取調べを訴えられた部下自身にさせたこと、④大坂惣町の惣年寄が提出した矢部定謙の永勤願は、惣年寄の矢部定謙に対する媚びへつらいであり、市中一同の希望ではないこと、⑤米相場を不当に操作したこと、そして最後に⑥古より国を乱す奸佞は皆矢部定謙のごとき類いであ

る、となつてゐる。このうちの②の史料(表1の5条)を示すと次のようになる。

西奉行役所附金子合銀百貳拾四貫目余、加賀守(大久保忠真)様御領分撰州住吉村等江貸付相成候末、右返納銀東西与力取込候儀不相糺、駿河守(矢部定謙)参府前日、右ニ携候用達播磨屋九右衛門態与牢中ニ而為殺候、其心底者己之粗悪事不相顯、且ハ加賀守様江阿りと相見候、是等之儀ハ公正廉潔之儀与者不相見、一同伏シ不申候

これによると大坂西町奉行矢部定謙は、大坂の東西の町奉行所与力が、西町奉行所付の公金約銀一二四貫匁を大久保忠真の知行所の撰州住吉村等に貸し付け、その返納銀を着服しているのにも拘らず、それを糺さぬばかりか矢部定謙は江戸へ参府する前日にこの件に携わつた用達の播磨屋九右衛門をわざと牢屋で殺害させている。それは自分の管轄内での悪事が露見しないようにとの思惑からであり、また大久保忠真に対する追従からでもある。これらのことは公正潔白のこととは思はず皆従う気にはなれないとしている。

これを見ると、大塩は証拠隠滅のために用達の播磨屋九右衛門を殺害させたとして矢部定謙を告発しており、これはあくまでも矢部個人とその所業を批判しているのみならずことができる。こうしてみると従来のように大塩と矢部との間は信頼関係にあつたとみるのは無理のように思われる。

次に内藤隼人正矩佳に対する告発についてみてみよう。次の史料は大塩の老中宛建議書の一部であり、表1の2条に相当するものである。

別紙油一件隼人正(内藤矩佳)取調、御老中方江阿り、万民之為を不思、當時之振合ニ改り、壹升ニ付六百文程之油を貧人相求候様成行候儀者、大学ニ有之藝斂之臣ニ而急度可被仰付儀ニ候、然ルニ永々大切之政を執行之儀者、御旗本八万余り人なき筋ニ者無之哉

右の史料によると、内藤矩佳は、油に関する一件を取り調べた際に老中達に追従し、民衆のためを考えずに当時の油の値段を改めて、一升につき銭約六〇〇文もする油を貧民が買わざるを得ない状況にした。これは中国の經書の

『大学』にいう汚らわしい役人に相当する。それなのに内藤矩佳が長年幕府の要職に就いているとは、他の旗本の中に逸材の者がいないというわけでもないのに、とある。

油の一件の詳細はわからないが、大塩は内藤矩佳の不正について個人的な批判をしており、その締め括りに他の旗本の登用さえを示唆している。このことは、大塩が内藤矩佳を辞職させたいと願っていたことの現れともいえるよう。

そして最後に、久世伊勢守廣正に対する大塩の告発について表1の3条を左に掲げ、それを検討してみよう。

久世伊勢守（廣正）儀ハ（中略）大坂町奉行被仰付、其家来恨を含、捨訴致し候一件致落着候へ共、戸塚備前守（忠栄）有躰ニ致吟味候ハ、其家来金子敬之進儀不埒之、有之候ニ無相違、然ル処備前守権家を恐、作略之致吟味、敬之進ハ勿論伊勢守ニも無事ニ相済、長崎奉行被仰付候儀ハ、皆人心之不伏儀ニ而、穢濁と不喫者ハ無御座候

この史料によると、久世廣正が大坂西町奉行に就いていた時に家来に恨まれて訴えられた一件はすでに解決しているが、その一件を吟味した大坂東町奉行戸塚忠栄は、久世廣正を憚って、不埒なことをしていた久世廣正の家来の金子敬之進と久世廣正を処罰していない。そのため久世廣正の長崎奉行昇進については皆納得いかないとしている。

右の久世廣正に対する大塩の告発も、久世廣正が長崎奉行に就く資格がないことを示した個人的な批判である。このように大塩は、久世廣正の長崎奉行在任に不満を示していることから、久世廣正を辞職させたかのように受け取れる。

以上のように、矢部定謙と内藤矩佳、そして久世廣正の三人に対する大塩の告発は、大塩が江戸幕府の新政を批判しているのではなく、幕府の役職者に対し個人的な批判をしていることを示している。つまり三人に対する告発に共通する点は、奸吏が堂々と幕府の重職に就いていることに大塩の怒りが示されていることである。以上によって、大塩は右の三人の奸吏を辞職させるために建議書を作成したのではないかと考えられるのである。

## 二 老中の不正無尽に対する告発

この節では、表1の前書部分にある幕府老中の不正無尽について考察する。

大塩の老中に対する告発の中で注目されている問題は、大塩が当時の老中水野忠邦を批判しているかどうか<sup>11)</sup>、またその批判の内容が他の老中に対する批判に比べて手心が加えられているかどうかという問題である<sup>12)</sup>。これは水野忠邦と大塩が結託して筆頭老中水野忠成一派の一掃を企んでいたとする説の当否に関わる問題であり、大塩が建議書を作成した目的を考えるうえで重要である。以上の二つの問題を中心に、老中の不正無尽に対する告発書の内容を検討してみる。

次の史料は、大塩の老中宛建議書の前書の部分である。

加賀守（大久保忠真）様所司代之節、御法度之無尽を御催、去ル町人江金作之大小迄御遣、和泉守（松平乗寛）様・伯耆守（松平宗発）様ニも於大坂表獄門ニ相成候八尾屋新蔵、致自殺候弓削新右衛門等ニ御頼、無縁之町人江右無尽御企、扶持方并紋付羽織等迄新蔵江被遣、越前守（水野忠邦）様ニも去年中、一心寺宰領ニ参候牧野権次郎兄八田衛門太郎等立入被御申付、無尽御企も有之候処、右新蔵一件ニ而夫々御止リニ相成候（下略）

これによると、当時の老中大久保忠真は京都所司代の時（文化十二年（文政元年））に不正の無尽を催して、ある町人に「金作の大小迄」を遣わした。また、老中松平乗寛と同じく松平宗発も、八尾屋新蔵や弓削新右衛門に頼んで町人に対して不正の無尽を計画した。その上八尾屋新蔵へは扶持方と紋付羽織などを与えた。そして老中水野忠邦も、去年（天保七年）に一心寺事件<sup>13)</sup>の宰領として来坂していた牧野権次郎と、その兄の八田衛門太郎等に自身の藩の蔵屋敷への館入を命じ、無尽を計画させていた。しかし八尾屋新蔵が獄門に処せられたので、それぞれ中止したとい

う。

右の史料では、水野忠邦は無尽を計画していたが「八尾屋新蔵一件」があったためにそれを中止したとしており、この点を重視して大塩は水野忠邦を批判していないとする見解もある<sup>99</sup>。しかしながら水野忠邦が計画した不正の無尽は中止されたにもかかわらず、大塩はこの無尽が計画されていたことを特筆しており、しかも無尽を計画させた者の名前までも挙げているのである。この点を重視すれば大塩は水野忠邦を批判しているといえよう。

また右の史料によると、老中大久保忠真については、彼が京都所司代の在任中に「御法度之無尽を御催」と記しているのに対し、松平乗寛・松平宗発や水野忠邦の三老中については「無尽御企」と記されている。つまり「御催」は実施したことであり、「御企」は計画したことを意味する。また「右新蔵一件ニ而夫々御止りニ相成候」の「夫々」は、松平乗寛・松平宗発の企てた無尽と水野忠邦の企てたそれとの両方を指すものと思われる。そうすると不正無尽を計画段階で中止したのは、松平乗寛・松平宗発と水野忠邦ということになる。

以上の考察から、大塩は水野忠邦を批判しており、無尽を計画段階で中止した者は水野忠邦だけではなく、また大塩の水野忠邦に対する批判は他の老中に対する批判と比べてとくに手心を加えたこともなかったといえよう。つまり、大塩は水野忠邦と結託していたとする説<sup>100</sup>は成り立たないように思う。

以上、老中の不正無尽に対する告発で注目される問題を考察してきた。それによって大塩は水野忠邦を批判していることがわかったので、次に残りの三人、すなわち大久保忠真・松平乗寛と松平宗発に対する大塩の告発について検討してみよう。

まず、大塩の大久保忠真に対する告発を考察したい。前に示した史料によると、大久保忠真は京都所司代在職中（文化十二年〈文政元年〉）に不正の無尽を催して、ある町人に「金作の大小迄」を遣わしたという。大塩は大久保忠真を他の老中の場合とは異なって、不正の無尽を実際に行ったと告発しており、これは大久保忠真を批判したもので



あるとみてよからう。

次に、大塩の松平乗寛と松平宗発に対する告発についてみてみよう。前に示した史料によると、松平乗寛と松平宗発は、八尾屋新蔵や弓削新右衛門に頼んで不正の無尽を計画したとしている。そこで八尾屋新蔵と弓削新右衛門について簡単にふれておこう。

大坂西町組与力弓削新右衛門は、大坂西町奉行内藤矩佳の配下で四ヶ所長吏<sup>⑧</sup>と結託して悪事を働き、大坂の豪商八尾屋新蔵に働きかけて私腹を肥やしていた。文政十二年（一八二九）、大塩は大坂東町奉行高井実徳の密命を受けて弓削新右衛門と八尾屋新蔵を摘発した。その結果弓削新右衛門は自殺し、八尾屋新蔵は獄門にかけられたという<sup>⑨</sup>。

松平乗寛と松平宗発は、このような後に罪人となる八尾屋新蔵と弓削新右衛門に不正無尽の手配をさせていたのである。このことが松平乗寛と松平宗発の進退にマイナスに作用したことは十分考えられることである。

以上述べてきたように、大塩は当時在職していた六人の老中の内、四人迄の老中の不正を調査していたことがわかった。また、大塩は水野忠邦のみに手心を加えて告発したのではなく水野忠邦を含む四人の老中を不正無尽計画の疑いありとして批判していた。批判の焦点は大政にあるのではなく、あくまで個人的なものであると考えられることから、大塩は四人の老中を交代させることを意図して建議書を作成したとみなすことができる。

### 三 不正無尽の内容

この節では表1の1条で示した大久保教孝に対する大塩の告発にもとづいて、大久保教孝が行った不正無尽の内容を具体的に考察したい。大久保教孝は相州萩野山中藩一万三千石の大名であった。

大塩は大久保教孝が催した不正無尽の証拠として、無尽の仕法書の写し<sup>⑩</sup>を添えている。以下はその写しである。

無尽仕法書写

一 御人数式拾五人壹組と相定、初懸の御忝人銀百目宛御掛被下、右世話方江預置満講之節返済可申事

一 初会を銀百目ツ、毎月御掛被下、以上七拾五月ニ而満講可致事

一 壹ケ年春秋夏冬四度致参会、鹿末之御酒飯差上可申、其席ニ而鬮入札式口相定三ヶ月ニ壹口宛相渡、都合壹ケ年四

口相渡可申、尤為焼物料金一朱ツ、御銘々江差上可申、是者会席計御座候、会月者掛銀御持参可被下候事

一 入札引銀如何程ニ而も不残実之方江割戻可申候、銀子被成御取候翌月を銀百拾五匁ツ、満講迄御懸戻可被下候 (下

略)

渡銀左之通

初会を四会迄 六貫目ツ、

(以下に五ヶ二十五会の渡銀が記載されており、それを合計すると銀一六九貫二〇〇匁になる。)

(文政十二年)

子十一月

大久保勘定元

世話方之もの

白銀町

八百屋惣兵衛

大和町

岸部屋要助

西浜町

平野屋要助

南久宝寺町三丁目

平野屋才一郎

北浜式丁目

丸屋半次郎

安土町式丁目

筑後屋斧次

表3 大久保教孝が催した無尽の内容

無尽元	相州萩野山中藩
世話方	八百屋惣兵衛他五名の町人
加入者	25人
掛銀	1ヶ月に銀100匁
会期	文政11年11月より75ヶ月
会合	年4回、計25回
方法	鬮と入札
諸経費	焼物料金1人につき金1朱
その他	落札または当鬮の者は、翌月から掛銀を115匁に引き上げる

注。「不正之無尽取調書」より作成。

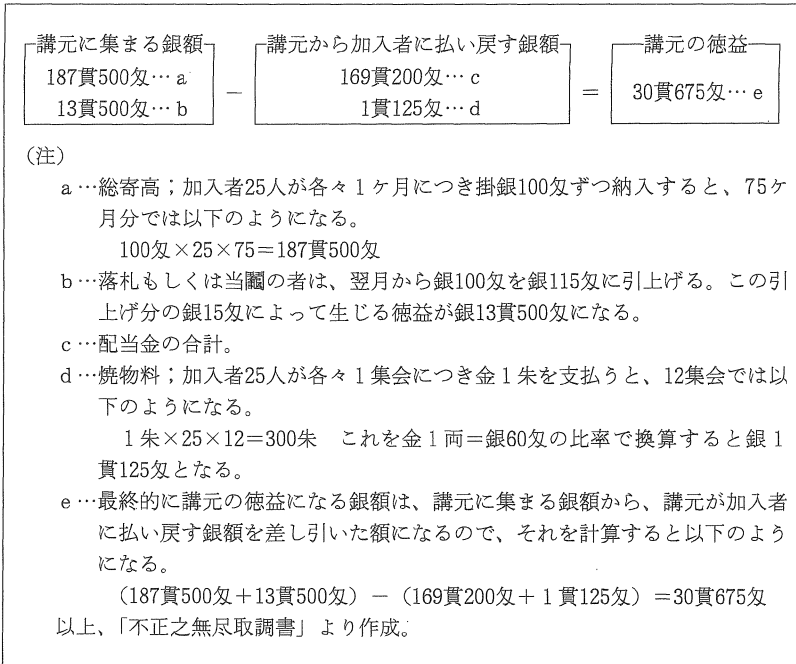
右の仕法書の内容を整理すると表3のようになる。これによるとこの無尽は、大久保教孝の勘定元である相州萩野山中藩が無尽の講元となつて、子の年つまり文政十一年（一八二八）十一月より七十五ヶ月間行われた。この無尽に加入した二十五人は毎月銀一〇〇匁を七十五ヶ月間賭け、年四回の集会で鬮引きまたは入札によって配当金を受けるといふ仕組みであつた。けれどもこの仕法書の奥書には

但、仕法帳之趣<sup>ニ</sup>而者一ヶ年集會四ヶ度と記有之候得共、内実為聞探候処書面之通一ヶ年<sup>ニ</sup>兩度ツ、相催候由御座候と朱書されており、これによると、仕法書には一年に四回の集會を開くと記されているが、實際は一年に二度の集會しか開かれなかつたことがわかる。

右の仕法書を見る限りでは、どこが不正なのか判別できないので、右の無尽における無尽銀の動きを图示してみると図1のようになる。これによると無尽の講元に集まる銀額は、aの掛銀の合計とbの落札もしくは当鬮の者が翌月から余分に支払う銀の合計を加算したものである。その内、講元から加入者に払い戻す銀額は、cの渡銀（配当金）とdの焼物料を加算したものである。この結果、最終的に講元の徳益となる銀額は、講元に集まる銀額から、講元より加入者に払い戻す銀額を差し引いた銀額になり、それは銀三〇貫六七五匁となる。つまり無尽を開催すると、この銀三〇貫六七五匁の銀額が無尽の講元に入る仕組みになつたのである。

大塩は右の無尽の仕組みについて、仕法書の奥書に朱書で

図1 無尽の構造



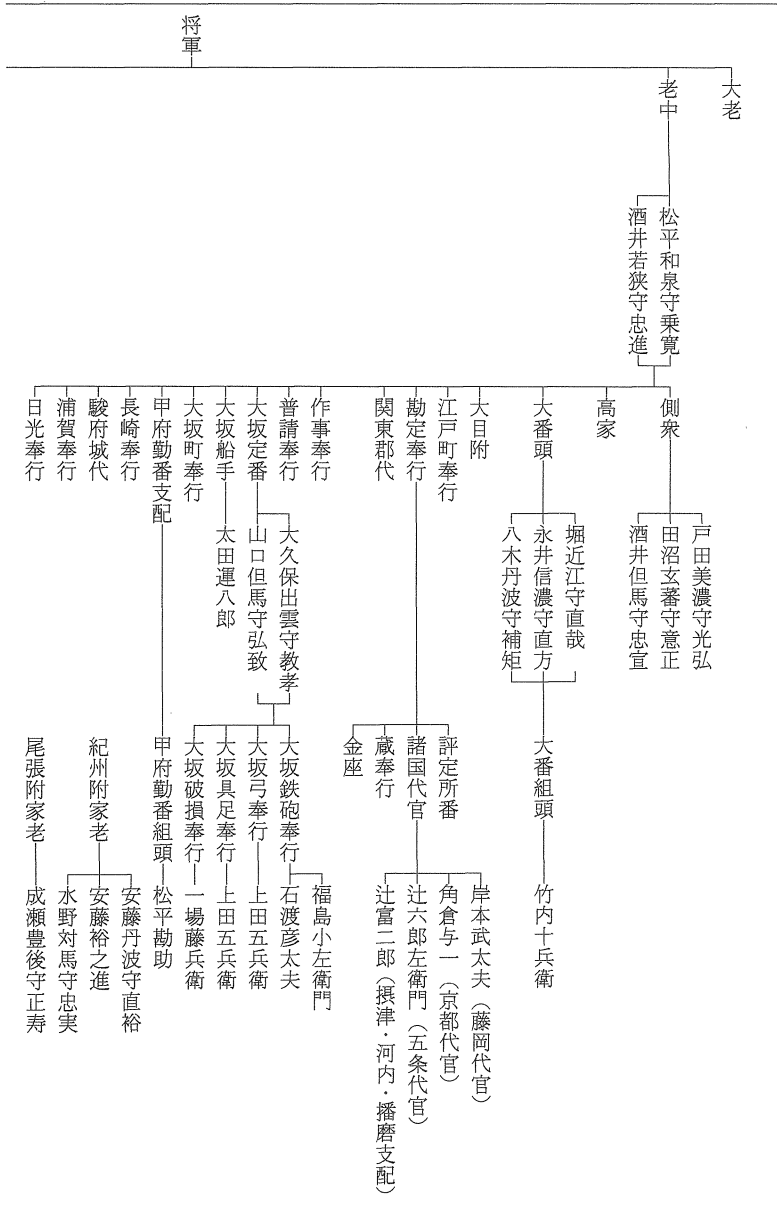
大塩平八郎の建議書作成目的について

右引残三拾貫九百目余無尽元之徳益ニ相成候  
 付、正路之無尽ニ者無之富ニ似寄候

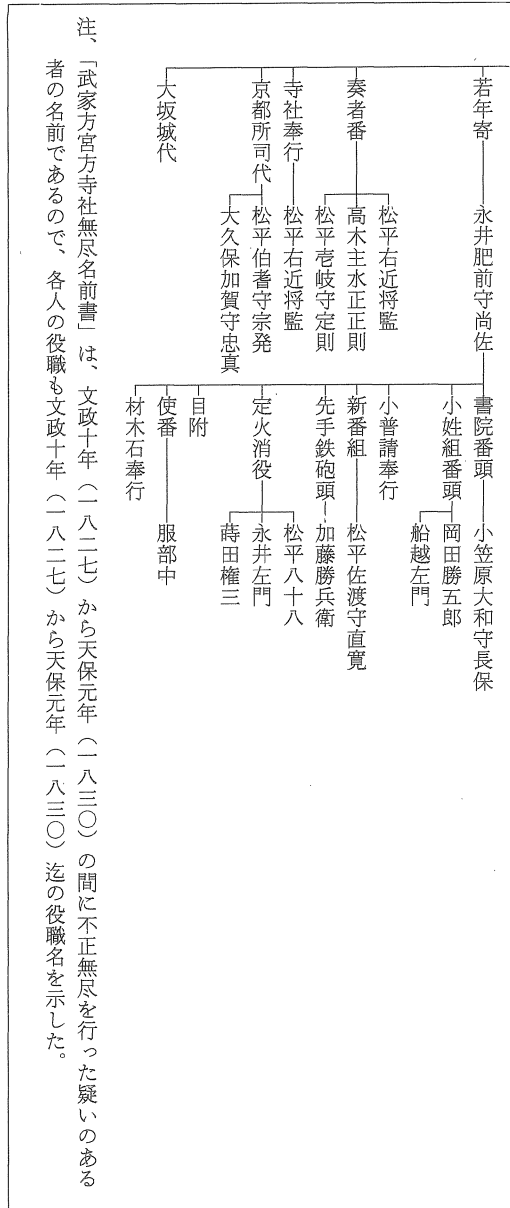
と記し、銀三〇貫九〇〇匁余りが無尽の講元の徳益となり、これは正式の無尽ではなく富鬮に似ているとしている。銀三〇貫九〇〇匁を現在の金額に換算すると約四二五〇万円になる。こうして無尽を催すとこのような多額の金額が講元に入ることになる。大塩はこれでは講元の徳益が多すぎるとみたのである。

ところで、大塩が告発した者は右の大久保教孝以外にも多数のものがある。老中宛建議書の付録史料の中にある「武家方官方寺社無尽名前書」には、文政十年（一八二七）から天保元年（一八三〇）の三年間に不正無尽を開催したと思われる者の名前が記されている。これを分析した仲田正之氏は、不正の無尽を催した疑いのあるものは老中、若年寄、寺社奉行などの幕府重職を含む武家六十二名と、高位の十五の官方と、摂津・河内を中心とした七十七の寺社であ

図2 不正無尽を開催した疑いのある役職者



大塩平八郎の建議書作成目的について



注、「武家方宮方寺社無尽名前書」は、文政十年（一八二七）から天保元年（一八三〇）の間に不正無尽を行った疑いのある者の名前であるので、各人の役職も文政十年（一八二七）から天保元年（一八三〇）迄の役職名を示した。

ると指摘されている。図2はこの中にみえる武家のそれぞれの役職を調査し、それを幕府の職制機構の中にあてはめてみたものである。これによると不正無尽を行っていたと思われる武士は、老中や若年寄、奏者番といった幕府の首脳陣はもとより、支配機構の末端に位置する諸国代官にまで及んでいることがわかる。これによって、不正無尽はまさに幕府権力機構の全体に広がっていたことは明白である。なお官方と寺社方も不正無尽に関わっていたが、その考察は紙数の関係で省略する。

右の名前書の奥書きには

無尽ニ無相違、乍併右之内御法度之無尽ニ可落入仕法有之間敷共難決候得共、不相糺候而者、其辺難分（中略）深穿鑿等仕、若相崩候而者、是迄連人之者共多分之懸金致し有之哉ニ付、一同損賦相懸、却而及迷惑、人氣ニ拘、甚混雜も可仕哉之程難計と奉存候、此度風聞為探候も別而不闇<sup>㊦</sup>様密ニ手を入相調候

とある。これによると大塩が調査したものは無尽に違はないのだが、不法な無尽であるのかどうかは取り調べてみない事にはわからない。深く詮索してもし無尽が途中で中止されるようなことになれば、それまでの加入者全員が損害を蒙ることになってしまうので公には調査できず、密かに調査したとしている。

ここからは、大塩が武家・官方・寺社方の不正無尽を確信しながら、不正の証拠が挙げられないばかりに悪人を排除できないことへ苛立ちを感じていたことを窺うことができる。大塩はこうした江戸幕府内部の広範囲に及ぶ腐敗に憤りを感じていたのではないかと考えられる。

## おわりに

以上、大塩平八郎の大坂町奉行に対する批判と幕府老中に対する不正無尽の告発は個人的な批判に留まっていたこと、彼等が幕府の重職に就いていることに対する怒りを示したものであったことを指摘した。つまり大塩は江戸幕府の体制変革を意図したのではなく、幕府の奸吏を排除するために建議書を作成したものと考えられるのである。

また、大塩は江戸幕府内部の広範囲に及ぶ要職者達の構造的な汚職を知りながら、彼等を排除できないことに苛立ちを感じ、それが建議書となって現れたことを指摘した。そして小稿の冒頭で記した大塩の蜂起は、この苛立ちの現れとみなすことができるであろう。つまり大塩の蜂起の目的は、幕府の奸吏の排除によって幕藩体制を立て直すことにあったものと思われるのである。

## 注

- (1) 大塩事件の主な研究には、岡本良一『大塩平八郎』（創元社、昭和五〇年）、青木美智男『天保騒動記』（三省堂、昭和五四年）、そして酒井一「大塩の乱と畿内農村」（講座日本近世史6、天保期の政治と社会）有斐閣、昭和五六年）などがある。
- (2) 幸田成友『大塩平八郎』（創元社、昭和一七年、後に『幸田成友著作集』第五卷、中央公論社、一九七三年に収録）。
- (3) 大塩の建議書以外にも、国立史料館編『史料館叢書9、大塩平八郎一件書留』（東京大学出版会、一九八七年）や中瀬寿一村上義光編著『民衆史料が語る大塩事件』（晃洋書房、一九九〇年）等、近年大塩事件関係の史料集が発刊されている。
- (4) 仲田正之『大塩平八郎建議書』（文献出版、平成二年）に所収。
- (5) 静岡県田方郡葦山の江川文庫所蔵。
- (6) 青木美智男「箱根山麓豆州塚原新田で発見された大塩平八郎関係書状類」（日本福祉大学『研究紀要』五九号、一九八四年）。
- (7) 岡本良一氏の前掲書、五九・六一・一〇五ページ参照。
- (8) 中瀬寿一・村上義光氏の前掲書、四六ページ参照。
- (9) 仲田正之氏の前掲書、二七六ページ参照。
- (10) 『日本思想大系46、佐藤一斎・大塩中斎』（岩波書店、一九八〇年）に収録。
- (11) 幸田成友『大塩平八郎』（創元社、昭和一七年）に収録。
- (12) 幸田成友氏の前掲書、一〇六ページ参照。
- (13) 向江強氏は大塩が水野忠邦を批判しているとし（向江強「檄文の思想を探る―天人相関説・革命論・節記・建議書―」（『大塩研究』三〇号、一九九一年）、仲田正之氏は大塩が水野忠邦を批判していないとする（仲田正之氏の前掲書、二七六ページ参照）。
- (14) 仲田正之氏の前掲書、二八四ページと、向江強氏前掲論文参照。
- (15) 一心寺事件とは天保七年（一八三六）、天王寺村相坂にある一心寺の住職竜蒼が、徳川家康の画像を祀る御宮を造営したいと願っていた。しかし画像は偽物であることが露顕し、竜蒼は死罪となった事件である。以上は向江強氏の前掲論文参照。
- (16) 共に(10)と同じ。
- (17) 大坂には、天王寺・鳶田・道頓堀・天満の四ヶ所に非人の集住地があり、それぞれ一名宛の長吏がいた。この長吏を四ヶ所長



史という。以上は、塚田孝「三都の非人と非人集団」(『歴史学研究』五三四号、一九八四年)参照。

(22) 『大阪府史』第七卷(一九八九年)三四ページ参照。

(23) 老中宛建議書の付録史料「不正之無尽取調書」(仲田正之氏の前掲書に収録)。

(24) 筆者の計算によると図1で示したように、無尽元の徳益は銀三〇貫六七五匁であり、大塩の計算とはやや異なっている。しかしその差は僅差である。

(25) 銀三〇貫九〇〇匁は、銀六〇匁を金一兩で換算すると金五一五兩となる。次にこれを一兩〓一石、一石〓米一五〇キロ、米一キロ〓約五六四円(一九九四年十二月に日本統計協会が発行した『第四十四回日本統計年鑑』による)の割合で換算すると約四二五〇万円になる。

(26) 仲田正之氏の前掲書、二八七ページ参照。

(27) 不正無尽が幕府権力機構の全体に広がっていたことについて、『歴史誕生』2(角川書店、一九九〇年)一〇一ページでは、これを「構造汚職」と評価している。

(28) たとえば、宮方では宮門跡の輪王寺、妙法院、大覚寺や、五摂家の一条家や九清华家の久我家や転法輪三条家など、高位のもの名前が挙げられている。一方寺社は、名前の挙げられている七十七の内、確認できた六十四の寺社のほとんどが、摂津・河内にあり、様々な宗派にわたっている。

補注

藤田覚氏は「一九世紀前半の日本—国民国家形成の前提」(『岩波講座日本通史』第5巻・近世5、岩波書店、一九九五年)において、大塩が建議書のなかで、大坂定番以下幕府の上方役職者の不正無尽の実態を暴いたことに注目されているが、脱稿後であったので、小稿には参照できなかった。

—大学院博士課程前期課程—